

諮問庁：独立行政法人国際協力機構

諮問日：平成29年7月7日（平成29年（独情）諮問第38号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（独情）答申第44号）

事件名：決裁書「特定ボランティアの扶養親族の異動について」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の4文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

文書1 決裁書「特定ボランティアの扶養親族の異動について」

文書2 決裁書「特定年度特定次隊 特定ボランティア（特定国）の随伴家族の早期帰国にかかる手続き等について」

文書3 特定都市出張所作成経緯書①

文書4 特定都市出張所作成経緯書②

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月20日付けJICA（JV）第4-17001号により独立行政法人国際協力機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

金銭的な損害を被らせたいのか、説明なしに1日足らずのうちに特定日付けでパスポートと高額な60万円相当する片道の航空券を勝手に発券してその日のうちに損害を被らせ、なお滞在費を請求している点。特定都市にある職員及び機構以下の職員らによる説明等を拒み、理由のない文書により、金銭的な損害は、渡航費だけでも120万円相当と滞在費を一方向的に請求されているという点。公文書自体には、あらぬことが書かれていると思われるが、本人も確認できていないし、筆者が書いた文書ではないので、事実確認ができない。公文書偽造にあたり、事実にはない内容の文書を作成したものであるから、全部黒塗りしていない文書の開示を再度する請求のため。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人の主張に対する諮問庁の見解は以下のとおりである。

1 文書1及び文書2

原処分にて不開示とした個人の氏名、生年月日、住所、連絡先、職種、署名、隊員・派遣番号等は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる、または公にすることで個人の権利・利益を害する恐れのある情報に該当する。また、法人文書番号や隊員・派遣番号については、機構の事業に関わることであって、公にすることで機構の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れのある情報に該当する。したがって、法5条1号、2号イ並びに4号本文及びトに基づき、部分開示とした原処分を維持することが妥当と考える。

2 文書3及び文書4

原処分にて不開示とした個人の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる、または公にすることで個人の権利・利益を害する恐れのある情報に該当する。その他、不開示とした関係者とのやり取りや対応に係る記録は、機構内における審議、検討または協議に関する情報で、公にすることで率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがある情報、あるいは、機構の事業に関わることであって、公にすることで機構の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報である。したがって、法5条1号、3号及び4号に基づき、部分開示とした原処分を維持することが妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成29年7月7日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同年11月27日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年12月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、①「特定個人A（特定ボランティアで特定国に派遣された特定個人Bの長男）の早期帰国を決定した組織内文書、その他特定個人Aと明記された内部書類」、②「特定都市事務所職員と『特定個人A』に関わる特定個人Bとの電話伝達等のやりとり」及び③「特定指導科目の専門家であるという特定個人Bの証明及び、試験の内容」の開示を求めるものである。

審査請求人は、全部開示を求める旨主張し、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、2号イ、3号及び4号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としている。

本件開示請求は、特定個人Bが特定指導科目の専門家として特定国に特定ボランティアとして派遣されたこと及び特定個人Bに係る扶養親族の存

在とその随伴を前提とするものであり、本件対象文書の存否を明らかにすることにより法5条各号の不開示情報を開示することとなる場合には、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものに該当する可能性があることから、以下、この点について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 本件開示請求は、特定個人Bが特定指導科目の専門家として特定国に特定ボランティアとして派遣されていること及び特定個人Bに係る扶養親族の存在とその随伴を前提としていることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 機構では、個々のボランティアの派遣に関する情報（ボランティアの種別、氏名、派遣時期、派遣国及び派遣職種。以下「派遣情報」という。）を一律に全て公表することはしていないが、業務に係る広報活動を行うに当たって、特定のボランティアの派遣情報を機構ウェブサイト等に掲載することはある。

また、地方自治体や外務省（以下「地方自治体等」という。）に対し、その要望に応じて派遣情報を提供しており、地方自治体等がそのウェブサイトでボランティアの派遣情報を掲載する場合もある。

イ 特定個人Bの派遣情報は、特定地方自治体のウェブサイトに掲載されており、機構に対しても特定地方自治体から事前に確認があったため、掲載の事実及びその内容について承知していた。

ウ 特定ボランティアは、派遣国に扶養親族を随伴することが認められているが、派遣されるボランティアの扶養親族の有無や扶養親族の派遣先への随伴の有無については公にしている。

(2) 審査会において、上記特定地方自治体のウェブサイトを確認したところ、その内容は上記(1)イの諮問庁の説明のとおりであり、また同ウの諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められない。

(3) 以上を前提として、以下、検討する。

本件開示請求は、特定国派遣中の特定ボランティアである特定個人Bとその元随伴扶養親族である特定個人Aに係る文書の開示を求めるものであるから、本件請求文書の存否を答えることは、特定個人Bに係る扶養親族の有無及びその派遣先への随伴の有無（以下、併せて「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで法5条

1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否し、不開示とすべきであったと認められる。

処分庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、2号イ、3号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行っており、改めて原処分を取り消して存否応答拒否による不開示とする意味はないため、原処分において、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、結論において妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、3号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久